

**納めた国民年金は全額が  
社会保険料控除  
の対象です！**

■問合せ  
事務所  
年金相談室  
(お客様相談室)  
〒0143-50-1004  
住民課・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う時に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年2月上旬に送付されます。

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

**責  
任技術者資格登  
録更新のお知らせ**

■問合せ  
下水道課水道・  
下水道グループ  
☎74-3008

排水設備工事責任技術者資格登録者は、5年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。更新対象者には、11月上旬頃に札幌市下水道資

源公社から、関係書類が郵送されますので、期間内に手続きを行ってください。

■更新対象者 平成23年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方又は資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が平成28年3月31日で満了する資格登録者

■受付期間 平成28年1月8日（金）～1月15日（金）  
8時45分～15時30分（正午～13時休）

■更新方法 手続き終了後、更新用テキストを配布  
■手数料 6,000円 更新手数料（テキスト代込）及び資格認定証交付等手数料  
■提出先 上下水道課（☎74-3008）

**自治体の委託？  
介護保険の関係  
？不審電話に注  
意！！**

■問合せ  
産業振興課水産・  
商工グループ  
☎74-3005

「『自治体の委託を受けて、介護保険に入っている人の住宅のバリアフリー点検を行っているので、訪問したい』と

の電話がかかってきた」という相談が、道立消費生活センター等に寄せられています。

自治体が事業者に委託して、個別にバリアフリーや住宅改修に関する電話をかけてくることはありません。十分注意してください。事業者はまず、「介護保険の関係で電話をかけている」などと実在する名称を名乗り信用させて、点検するために自宅訪問を受けられるように言います。一度、事業者を家に招き入れると、不要な商品やサービスの購入を勧められかねません。このような不信な電話がかかってきたらただちに切り、産業振興課へ連絡を。

**行政に関わるく  
らしの無料相談  
会開催**

■問合せ  
住民課住民・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。相談のある方は事前予約をしてください。

**洞爺地区コミュ  
ニティバスの運  
行方法が変更  
になります**

■問合せ  
企画防災課企画  
グループ  
☎74-3004

10月1日より洞爺地区コミュニティバスの運行がデマンド交通に変更になりました。運行時刻や便数の変更はありません。岩屋、川東方面は運行曜日が変更となりました。運行地域においてバス停までの距離が遠いなど、これまでの運行でご不便などがありましたら洞爺総合支所又は企画防災課までご連絡ください。

■日時 10月17日（土）  
9時30分～12時  
■場所 洞爺湖町役場3階303会議室  
■申込み 北海道行政書士会  
室蘭支部（☎76-3538・担当後藤）／住民課住民・戸籍年金グループ（☎74-3002）  
■主催 北海道行政書士会  
室蘭支部